

平成29年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成29年12月7日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 局長補佐 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告書に基づいて私の一般質問をさせていただきます。

1つ目に、防災対策について、お伺いをいたします。

台風21号が日本に上陸をいたしました。斑鳩町にも被害をもたらしました。

町内での被害状況や避難状況について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） おはようございます。

被害状況等についてでございます。

本年10月に発生いたしました台風21号は、超大型の勢力のまま日本列島に上陸し、台風を取り巻く雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、近畿地方や東海地方を中心に500ミリを超える記録的な大雨となり、各地で大きな被害が発生いたしました。

本町におきましても、本町設置の雨量計のデータによりますと、降り始めからの雨量は225ミリに達したところでございます。

この大雨によりまして、本町におきましては、幸い人的な被害はございませんでしたが、主な被害といたしまして、目安北1丁目地内及び服部2丁目地内におきまして床下浸水4件のほか、目安地区におきまして大和川堤防北側のり面が崩壊するという被害が生じたところでございます。

また、避難の状況についてであります。土砂災害警戒情報の発令に伴う土砂災害特別警戒区域及び同警戒区域を対象とした避難準備・高齢者等避難開始の発令、また、大和川の水位の上昇に伴い、浸水する可能性のある目安や神南など11地区を対象とした避難勧告の発令を行いました。

これらの避難に関する情報の発令に伴い、中央公民館、斑鳩小学校、中央体育館、西公民館の4か所の避難所を開設いたしましたところ、合計で182世帯481人の方が避難

されたところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 人的な被害はなかったものの、目安1丁目地区内、目安2丁目地区内で床下浸水があったと、今、ご報告をいただきました。

数日前から雨が断続的に降り続き、富雄川や大和川は水かさを増して、これ以上雨が続けば、川の水はあふれ、堤防は決壊するのではと思われるような状況でした。川の周辺にお住まいの住民の皆様で高齢者や小さいお子さんのいらっしゃるご家庭では、早くからテレビや携帯からの情報によって、自主的に町の避難所に避難された方もあります。また、近隣同志と助け合って、車で高齢者の方を避難所に連れて行かれたとも聞いております。しかしまた、暗くなるとかえって危険だからと避難されなかった方もあるようにも聞いております。

今回の台風によって、住民の皆様の避難状況等から、今後の防災対策や課題について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回の状況を踏まえました今後の対応等についてでございます。

今回、避難に関する情報につきましては、主に、事前登録制の防災情報メール、また、登録が不要で斑鳩町内におられる方の携帯電話等へ一斉配信されるエリアメール、そして、本年度から運用を開始いたしました、ご自宅の固定電話へ音声またはファクスにより避難に関する情報を配信する災害情報伝達システム、また、昨年度、再整備を行い、同じく本年度から運用を開始いたしました県の防災行政通信ネットワークシステムにおけるLアラートを用いたテレビ等メディアへの情報伝達を行ったところでございます。

この一方で、後日、エリアメールが届かなかったというご相談や、そもそも避難の情報が発令されていること自体もご存じではなかったというお話もお聞きしているところでございます。

災害時の情報伝達の方法につきまして、本町におきましては、広報への関連記事の掲載や出前講座の実施、また、防災訓練の実施時等において防災情報メールへの登録やテレビデータ放送欄による防災情報の確認方法につきましてご案内を行ってきたところでございますが、今後もさまざまな機会を通じて積極的な防災情報の伝達方法に関する周知を進める必要があるとともに、住民の皆様一人ひとりが災害時の対応について関心を

高めていただくためには、地域での関心の高まりも重要でありますことから、引き続き自主防災組織の設立及び運営の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 防災情報は、命にかかわる大事な情報でございます。伝達方法の周知の推進をお願いいたします。また、今後とも、災害時の対応について、地域から関心が高まっていくような取り組みの推進をよろしく願いをいたします。

次に、被災者支援システム研修会を町職員全員研修会として開催することについて、お伺いをしたいと思います。

この質問は、前にも一般質問をさせていただきました。この被災者支援システムは、被災者のさまざまな情報をコンピューター上で一元管理し、罹災証明書発行や義援金の支給などでスムーズな手続きを実現しようと、あの阪神淡路大震災の直後に兵庫県西宮市の職員によって現場の知恵から開発されたシステムです。

一昨年の広島のと砂災害や熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったために、いざというときに十分使えなかったという事例も発生しております。システムの導入は、運用の入り口だと思います。運用に関するマニュアルづくり、研修、訓練などを繰り返す必要があります。

再度、聞かせていただきます。被災者支援システム開発者の被災者支援システム全国サポートセンター長吉田稔氏を講師に招いて町職員全員研修会として開催されるということについて、どのように考えておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 被災者支援システムにつきましては、質問者、ご紹介いただきましたとおり、被災者の属性情報に関する被災者台帳、被害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の2つのシステムで構成されております。刻一刻と変化する被災者の状況や家屋被害状況を記録、更新できるシステムとなっているところでございます。

また、本システムにより、被災者への罹災証明、被災家屋の所有者への被災家屋証明の発行はもとより、さまざまな義援金の給付や生活支援金の貸付管理など、被災者支援に関する各種支援制度の管理も行うことができます。

このシステムにつきましては、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されており、本町も導入しているところでございますが、災害発生時における各種支援制度を円滑に行う上で、システムに対する町職員の習熟度を高めるためには、研修の実施は必要であ

ると考えているところでございます。

こうしたことから、今年度内に、まずは総務課及び本町の地域防災計画におきまして情報財政班に位置づけられている財政課及びまちづくり政策課並びに調査班に位置づけられている税務課の職員を対象とした研修を、講師をお招きし、実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） いつ災害が起こるかわからないという前提で、平常時から準備をしておく必要があると思います。今年度中には必ず職員の皆様の研修をお願いしたいと思います。また、職員全員研修会として開催できますように、またよろしくお願いを申しあげます。

4番目は、住民の皆様の防災意識向上のための防災訓練の推進についてであります。

私も、法隆寺におけるシェイクアウト訓練やHUG訓練に参加をさせていただき、大変勉強になりました。いざというときは自分が訓練を受けたことしかできないと聞いたこともございます。その意味からも、日ごろからの防災訓練は大変重要なことだと思います。

住民の皆様の防災意識向上のための防災訓練の推進について、町の考えをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害の被害を軽減するためには、あらかじめ、さまざまな状況を想定した防災訓練を実施することが大変重要なことと認識しております。

本町では、平成25年12月9日に法隆寺と災害時における避難所施設利用に関する協定を締結し、平成26年度から法隆寺との防災訓練を行い、シェイクアウト訓練のほか、避難所運営訓練や担架搬送、三角巾の使用といった実技訓練など、住民参加型の実践的な訓練を実施しているところでございます。

また、本年7月には、大和川の氾濫に備えた避難誘導訓練を目安及び法隆寺第3団地自治会の方を対象に実施いたしましたところ、台風21号の際の避難時におきまして、これらの地域の方からは、この訓練が非常に役立ったというお声も聞いているところでございます。

本町におきましては、現在、25の自主防災組織が活動されており、毎年、各組織で話し合いを行いながら、防災資材の整備や防災訓練の実施に取り組まれているところで

ございます。こうした活動に対し、本町では、自主防災組織防災活動支援事業として、防災用の資機材購入に対する経費や防災訓練など活動経費に対する経費などについての補助制度を設けており、ぜひとも地域の自主性を生かした防災力向上にご活用いただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

災害の規模が大きくなればなるほど、自助、自分の身は自分で守るということ、また、共助、力を合わせて助け合い、自分たちの町を守ることが重要になってまいります。地域での協力体制をしっかりとっておくことが大事だとも思います。自主防災組織の結成の推進、住民参加の防災訓練の推進をこれからもどうぞよろしく願いをいたします。

次に、準公営住宅について、質問をさせていただきます。

2017年の4月の19日、改正住宅セーフティネット法が参議院本会議で可決成立し、10月25日から施行されております。

この制度の目的は、1つは、ふえ続ける空き家が準公営住宅として有効に活用できること。2つには、空き家、空き室を登録して、住宅確保要配慮者、貧困や高齢化による住まい確保が難しい方、子育て世代等の方に賃貸住宅として住宅を提供するということがあげられております。

そこで、1点目に、斑鳩町の町営住宅の入居状況について、お聞きをいたします。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 斑鳩町の町営住宅につきましては、公営住宅法による「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的として設置及び管理に努めているところでございます。

ご質問の町営住宅の入居と応募についてでございますが、現在、斑鳩町の町営住宅は、正隆寺団地で1軒、高塚団地で1軒、興留東団地で6軒、追手団地で18室、長田団地A棟で18室、長田団地B棟で30室、目安北団地で21室でございます。うち、入居者募集を行っていない正隆寺団地、高塚団地、興留東団地を除き、追手団地、長田団地、目安北団地の住宅で87室を町営住宅として提供しているところでございます。

そして、年度ごとの空き室とその申し込みの状況でございますが、平成25年度は、追手団地1室と長田団地1室の合計2室の新規募集に対しまして、申込書を配布した人

数が11名、そのうち8名の方が応募されております。平成26年度は、長田住宅2室、追手団地2室、目安北団地1室、合計5室の新規募集を行い、申込書を配布した人数は22名で、そのうち14名の方が応募されております。平成27年度は、追手団地1室と目安北団地1室、合計2室の新規募集を行い、申込書を配布した人数は14名、そのうち7名の方が応募されております。平成28年度は、追手団地で1室の新規募集を行い、申込書の配布人数は10名、そのうち3名の方が応募されております。平成29年度におきましては、現在、長田住宅で3室の新規募集を行っており、申込書を配布した人数は12名で、そのうち6名の方が応募されている状況でございます。

なお、現在、追手団地につきましては2件の退去者がありましたことから、予算措置後に内裝修繕を行い、平成30年度に新規募集を行う予定でございます。

町営住宅につきましては、年に1回程度の新規募集を行い、住宅困窮者に対して住宅の提供を行っているところでございます。また、奈良県営住宅におきましては、年4回の募集を行っており、平成29年度3回目の募集では、斑鳩近郊の小泉地区で2室、稗田地区で18室、合計20室の募集があったところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 町営住宅として87室を提供され、5年間の募集と応募件数をお示しいただきました。

斑鳩町でも少子化と高齢化が進んでいく中で、町営住宅の拡充は見込めない状況と思われれます。

私が9月議会で、斑鳩町の高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯、セルフネグレスト、自己放任、認知症の方の人数をお伺いしたところ、現在、ひとり暮らしとして登録のある方は約790人、高齢者世帯は約1,400世帯、セルフネグレストと思われる方は5人、認知症高齢者自立度3以上の方は平成28年度末現在462人とお答えをいただきました。今後、この10年間で、高齢者のおひとり暮らし、高齢者世帯はますます増加すると見込まれます。

また、若者、子育て世代について見てみますと、30代の給与は、1997年、平成9年の平均年収が474万円に対し、2015年、平成27年は416万円とピーク時から12%、1割減となっております。また、若いご夫婦が子どもをふやせない理由として、収入が低く狭い家しか借りられないので子どもをふやせないというお声もあるとのことでございます。その上、ひとり親世帯の収入は夫婦子世帯の43%と低収入の家庭が多いことが現状でございます。

一般のアパート等賃貸住宅は、家賃の滞納や高齢者の孤独死、子どもの事故、騒音問題などへの不安から入居を敬遠されることもあるようです。

以上のような状況から、ふえ続ける戸建ての空き家や民間のアパートやマンションを準公営住宅として有効に活用していくことについて、町の認識をお伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) 準公営住宅についてのご質問でございます。

平成29年4月26日に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正住宅セーフティネット法が公布されております。

この法律は、民間のアパートやマンションの空き室、戸建ての空き家を活用し、国が定めた構造及び設備の基準を満たす建物を、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に制定され、今回の改正では、特に住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業、いわゆる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を新設し、事業を行う者が建築物ごとに都道府県の登録を受け、住宅の情報提供や支援が円滑に行われるように改正されたものでございます。

登録した住宅へは、改修工事への支援や入居者負担の軽減、居住支援活動への支援を行うことが可能となります。

奈良県では、県の住まいまちづくり課により住宅の登録が行われております。県に確認いたしましたところ、法の施行日から日が浅いこともあり、現在、登録されている住宅はないとの情報でございました。

また、本町の町営住宅の状況におきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、平成25年度から平成29年度までの応募倍率は約3倍、平成29年度にあつては2倍となり、全国の公営住宅の平成26年度の実応募倍率5.8倍と比較いたしますと、低い状況でございます。

当該制度では、登録する住宅の数や他の賃貸住宅業者への不利益、空き家の所有者や住宅困窮者からのニーズなどの課題もあることから、町におきましては、まず、先進地の事例や住宅の登録数の動向を見る中で、空き家対策、住宅困窮者対策、高齢者及び子育て世帯対策など各施策の担当部署により調査、研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 改正住宅セーフティネット法は、施行されて間がありませんが、斑鳩町の高齢化や少子化の進み方、低収入世帯、高齢者単身世帯、子育て世帯、ひとり親世帯、障害者などの皆さんの住宅確保要配慮者へ支援していくことについて、今後、住宅部門や福祉部門の連携も必要になっていくと思われまます。誰もが住みなれた地域で孤立せずに最後まで暮らせるように、取り組みを要望をいたします。

それでは最後に、棺を安置するための台車の導入について、お伺いをさせていただきます。

近年、葬儀の形も友人葬や家族葬といわれるように簡素化され、参列される方も、仕事のため、お通夜には参加されるものの、告別式には女性や高齢の方が多く見られるようであります。そのような中、町民の方からお声をいただきました。町営斎場に棺を安置するための台車があれば、参列者が少なくても、また、棺をお手添いする男性の手が少なくてもスムーズに行えるのではないかとのご意見でございます。

このことについて、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 斑鳩町営火葬場におきます棺の安置、納棺までの現在の流れといたしましては、まず、ご遺体が火葬場玄関前に到着いたしましたら、あらかじめ玄関前に配備しております炉前ホールまでの移動用台車に棺を、ご遺族、参列者及び葬儀業者によりますお手添いをいただきながら安置をしていただきまして、火葬業務従事者により炉前ホールまで移動をいたします。炉前ホールでは、移動用台車から炉内用の台車に再び棺を、ご遺族、参列者及び葬儀業者によりまして安置し直しまして、最後のお別れの後に納棺、火葬といった流れになっているところでございます。

質問者がおっしゃいましたように、家族葬に加えまして、最近では、火葬のみの葬儀形態であります、いわゆる直葬といわれるものも増加傾向にあります中、棺を台車等に安置する際のお手添えをいただくご遺族、参列者が少ない場合が確かにございます。現在、そういったお手添えをいただくご遺族、参列者が少ない場合などは、葬儀業者で係員を増員するとともに、火葬業務従事者もお手伝いをさせていただきながら安置しているという状況でございますが、今後、さらにそういったケースが増加すると想定される中で、より効率的で参列者のご負担の少ない安置方法というのは課題であるというふうには認識をいたしているところでございます。

従来の火葬施設におきましては、炉内用台車は重く、短い距離しか移動できないといったこともありまして、本町のように棺を移動用台車から炉内用台車に安置し直すとい

うのが通常でございましたが、最近では、比較的長い距離を移動できる炉内用台車も開発されまして、玄関前に炉内用台車を配備し、1回の安置で納棺までできる施設が増加してきているところがございます。

斑鳩町営火葬場におきましても、設備改修をすることによりまして、長い距離を移動することができる炉内用台車を導入することはできると思いますけれども、設備改修や台車の導入には多額の費用が必要という課題もございます。また、施設改修をいたしましても、少なくとも1回は台車に安置する必要がございます。ご遺族や参列者が少ない場合には、従来どおり葬儀業者において係員を増員していただく、あるいは私ども火葬業務の従事者もお手伝いをさせていただきながら棺を安置してまいりたいと考えておりますが、これとともにどのような方法がご遺族や参列者の負担軽減にとって最善の方法になるのか調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 近年、葬儀についての考え方がだんだんと変化しつつあります。団塊の世代が後期高齢を迎える2025年は、遠い将来ではなくなりました。町営斎場においても、将来を見据え、手を打っていただくように要望させていただき、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、昨日の同僚議員の質問でも触れられておりましたが、このたび、町長選挙で町長が交代し、新たに中西町長が就任をされました。町長選挙では多くの有権者が町政刷新の期待を込めて中西町長へ投票されたと思います。

議会冒頭での挨拶で町長も述べておられましたが、この町民の期待に応えるべく、町民の思いをしっかりと受けとめて今後の町政運営に当たっていただきますことを、私からもお願いしておきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。

まず1点目は、シルバー人材センターへの対応です。

この問題につきましては、これまでも繰り返し質問で取り上げ、町に対して改善を求めてきた経緯もございますが、改めて簡単に振り返りますと、これまで、議会として2回、シルバー人材センターの役員さんと懇談会をさせていただいてきました。その際に、シルバー人材センターとして運営が思うように進まなくて困っているという実情について、話をお聞きしてきました。シルバー人材センターの受注も減少傾向で、会員の伸びや財政的な面でもしんどい状況であると率直におっしゃられ、シルバー人材センターの今後の活性化に向けて、議会や町行政のほうからも知恵と力をかしていただきたいとのご要望も含め、さまざまな意見交換を行ってまいりました。

その中でも、とりわけ私が問題にしてきたのは、質問の1にあげています、町が発注している事業に対する契約金額についてです。町がシルバー人材センターに発注している事業については、割り戻し単価が最低賃金を下回っており、シルバーさんからも契約金額を見直してほしいという声が上がっています。

今回、町長は、施政方針の中で、高齢者の雇用促進と活躍できる環境整備という柱を立て、シルバー人材センターへの支援の充実をうたっておられます。前町長は、シルバー人材センターへの支援はしますと言いながら、この契約金額の問題については一向に改善しようとする姿勢が見られませんでした。

今回、町長が交代されたこの時期に、新たに町長となられました中西町長に、改めてこの問題に対しての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 契約金額の見直しということでございます。

これにつきましては、本年4月、シルバー人材センターと町議会議員の皆様方と懇談会を開かれております。その中でいろいろな話を聞かせていただいているところでございまして、シルバー人材センターの運営についてはですね、本当に厳しいという状況を認識しているところでございます。

施政方針でも述べさせていただきましたが、健康で意欲で能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現というのを図るために、これからですね、シルバー人材センターとも十分に協議を進めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 今、町長のほうから前向きな答弁をいただいたというふうに思います。今後ですね、新年度の予算編成が行われていくかと思っておりますので、その際に十

分シルバーさんのほうと協議をしていただいて、シルバーさんの願いに応えられるような予算編成を進めていただくことをお願いしておきます。

そうしましたら、次に、②のシルバー人材センターの理事会との連携についてですが、この間ですね、町からの補助金は毎年計上されていましたが、情報交換といいますか、そうした部分での連携を強化したいという趣旨の話が議員懇談会でシルバーさんのほうからありました。

シルバーさんとしても、今後、みずからの努力でさまざまな事業を展開していこうとされていますが、例えばですね、空き家、空き地対策として所有者にかわって清掃、草刈りなどの管理をする事業や、介護保険制度が変わり、買い物等の支援事業を展開するなど、議員懇談会の中でも可能性があるのではないかという話も出ました。

こうした点などについては、法令等がどう整備をされてきているのか、また、町行政が管轄する範囲としてどのような事業展開をしていこうと考えているかなど、直接シルバーさんの運営に対して町が何かするというのではなく、情報交換によって見えてくるヒントなんかもあるのではないかというふうに思います。

シルバーさんのほうからは、例えば町の職員に理事に入ってほしいという話もあります。ただ、それがふさわしいのかどうかという点は慎重な姿勢が必要かとは思いますが、何らかの形で町とシルバー人材センターの理事会との連携を図っていくことは必要だと考え、今回の質問で提起をさせていただきたいと思います。

それでは、町の見解をお尋ねいたします。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) シルバー人材センターと理事会との連携ということでございます。

これは公約でも述べさせていただいておりますが、シルバー人材センターの支援の充実という点からですね、何らかの形でシルバー人材センターとの連携は必要不可欠というふうに考えております。例えば情報交換ができる場を定期的に設けるなど、今後、シルバー人材センターの皆様方とともにですね、協議を進め、環境整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) こちらにつきましても、町長のほうから前向きな答弁をいただいたと思います。

方法についてはいろいろなやり方があると思いますので、シルバーさんのほうと協議をしていただいて、どういうやり方がふさわしいのかという点についても、町のほうで

ですね、検討していただいて、また、そうした結果につきましては、ぜひ議会のほうにもご報告いただきたいというふうに思います。

それでは、1番目の質問については、以上で終わります。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目は、斑鳩町百歳・米寿・結婚50年慶祝事業実施要綱についてということであげさせていただきます。

先日ですね、町内の方から、生駒郡選出の宮本次郎県会議員のもとに相談がありました。相談者の身内の方が100歳になられたのですが、斑鳩町からの祝い金10万円が支給されなかったというものです。

そこで、町の要綱を確認しましたところ、第2条の1項で、9月1日を基準日として、斑鳩町に10年以上住所を有し、現に生活を営んでいる方が祝い金支給の対象者となっています。しかしですね、第2項では、次のいずれかの施設等に入所または入院していないことと定められており、そこにはですね、特別養護老人ホームから介護老人保健施設など、こうした介護施設が列挙をされておまして、介護施設に入所した場合は祝い金が支給されないということになっています。

この相談者の方からは、9月1日の直前に100歳になる身内の方が施設に入ったので対象外にされてしまったが、斑鳩町民として長年生活してこられ、さらに、現在も町内で生活しているのに、自宅にいるか施設にいるかで祝い金の支給を区別するのはおかしいのではないかと声が寄せられました。私もこの要綱を見て、対象者の範囲の決め方がおかしいのではないかとこのように感じました。

長年斑鳩町に在住され、税金も払ってこられた方が長寿を迎えられたときに、きちんと町からの祝い金を支給できるように要綱を見直していくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) この事業は、百歳・米寿・結婚50年を迎える高齢者に対してお祝い金または記念品を贈呈して敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ることを目的に実施をいたしております。

議員が言われております百歳祝い金につきましては、当該年度の9月1日を基準日といたしておりますが、この基準日において、本町に引き続いて10年以上住所を有し、現に生活をその住所で営んでいること、当該年度において100歳に達すること、また、この基準日において特別養護老人ホームなどの本要綱で規定をいたしております施設等

に入所または入院していないことが贈呈の条件と要綱で規定をいたしているところがございます。

施設等に入所、入院されている場合贈呈対象とならないことといたしましたのは、本来、住所というものは生活の拠点にしている場所ではありますが、本要綱で規定しております施設等の多くは人生の終えんを迎えられるまで生活の拠点となる施設であり、斑鳩町外の施設へ入所された場合は住所を移していただくことが本来であるものと考えております。また、議員が言われております住所要件のみを基準にした場合、例えば90歳で本町にあります施設に他市町村から入所され、10年以上経過し100歳を迎えられた場合、贈呈対象者となりますが、人生の9割を他の市町村で生活された方に対して贈呈していいものかといったような疑問も感じざるを得ないところであり、その反対のケースとして、90年以上斑鳩町で生活し、斑鳩町の発展に寄与された方が、町内の施設に入所ができず、他の市町村の施設に入所され、住所を移された場合、贈呈対象にならないということになります。

このようなさまざまなケースもございますので、特別養護老人ホーム等の施設に入所されている場合等について対象外といたしているところではございますが、今後、対象者の範囲等につきましては調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 調査研究をするという答弁でおっしゃいました。

またですね、私のほうから問題提起をしたことについての改善をする姿勢については明らかにはされなかったんですけども、前向きに改正しようというふうにとらえておられるのかどうか、その点について、再度お尋ねします。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) お祝い金の対象となる要綱の規定についてでございますが、住民の皆様方からですね、ご理解をいただけるような対象の範囲となるように、住所を基本とした規定にはなるんですけども、そういった住所を基本としてですね、皆様からご理解をいただけるような規定の整備につきまして、周辺等ですね、他の市町村等の状況も調査しながら研究して、検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) もうひとつよくわかりにくいんですけども。だから、今どういう形で解決するかっていうことは聞いていないんです。受けとめてきちっと改正してい

くという姿勢を持っておられるのかどうかですね。これは厚生常任委員会の所管になりますので、そこでやっぱり諮っていただいて最終的に確認をするということが必要だと思いますし、そこでの議論も必要だと思いますが、私のほうが申しあげたのは、町民の方からそうした苦情の声があるということをしかり受けとめて、住民の皆さんに理解いただけるようにということで、部長、答弁おっしゃいましたけども、町も、これ、今、これまでの要綱の中でも、理解いただけるようにということで定めてきているはずなんですよね。だから、そういう返事では私も納得できないなど。

きちっと改正の方向に向けて検討するということを考えておられるのかどうか不明瞭なので、その点をはっきりおっしゃっていただきたいと思うんです。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 今の件でございますけども、この質問をいただきました中で、いろいろ担当のほうとも協議させていただきました。その中で、各町の状況というのもいろいろケースがございます、それを調査しながらですね、今後、改正に向けて進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 町長のほうでそういうふうにはっきりおっしゃっていただいたら、結構です。

そうしましたら、この件につきましては、私のほうは問題提起をさせていただいたということで、町のほうで検討していただいて、また担当の厚生常任委員会のほうで報告をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

そうしましたら、次に、3点目の質問に移ります。

3点目は、学童保育のトイレの改善についてです。

ことし6月に行われました町立学童保育保護者会総会の中で、保護者の方からトイレの現状改善を求める意見が出されていまして。それを受けてですね、学童保育の保護者会のほうから要望として町に要望書が提出されています。

その内容は、斑鳩東学童保育室の北館のことについてですが、現在、トイレが1か所設置されていますが、男女兼用となっている上に洋式便器がなく、心も体も成長する年ごろの子どもたちのプライバシーを守る観点から、男女別にしていただきたいということが1点、また、大便器が和式しかないため、洋式の大便器を設置していただきたいということが1点、計2点の要望でした。

それに対して、町からは、児童のプライバシーへの配慮の必要性は認めるものの、男

女別のトイレを設置する場合、増築等の対応が必要で多額の費用がかかるため、既存のトイレの改修という形でトイレの洋式化については早急に対応したいという回答でした。

この町からの回答について、トイレの洋式化については早急に対応するという事なので理解をするのですが、しかし、男女別に分けるという点については難しいという返事であり、今後のことについても回答がなされていません。

確かに年度途中で予算を確保するのは難しいのかもしれませんが、それならば、新年度の当初予算できちんと予算を組んでいただき、町として改修していくという姿勢を示していただく必要があるかと考え、今回、一般質問で取り上げさせていただきました。

そして、学童保育の保護者会総会では東学童保育室のことだけが取り上げられていましたが、調べてみますと西学童のトイレも男女兼用になっているとのことなので、こちらについても改善をしていく必要があると考え、あわせて質問の中で取り上げさせていただきます。

それでは、町立学童の男女兼用となっているトイレの改善について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) まず初めに、東学童北側保育室のトイレについてでございます。

議員ご質問のとおり、男女兼用のトイレが1か所のみを設置となっております。そのため、現在は2年生と3年生の低学年の保育室として使用いたしておりまして、心と体も成長する年ごろとなります高学年につきましては、男女別のトイレがございます南側の保育室において保育を実施しながら対応しているという状況でございます。

ご質問の北側の保育室のトイレにつきましては、今年度、議員おっしゃいましたように、保護者会のほうから便器の洋式化と男女別のトイレの設置につきましてご要望いただいているところでございますが、そういったことから、その後、2つございますトイレのブースの間に間仕切りがございますけれども、その仕切り板をですね、延ばして、拡張いたしまして、プライバシーへの配慮を行いました。また、大便器の1つをですね、和式から洋式に変更したところでもございます。

今後、男女別のトイレの設置ということにつきましては、旧のトイレの改修など、いろいろな角度から、費用面もでございます。そういったことから検討いたしまして、来年度にて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 今、教育長のほうの答弁で、既に東学童のほうについては仕切

り板も延ばしていただいているということでの対応もされていると、これについて、私、確認していなかったの、また現場も確認させていただいて、どういう対応をされているのかについても見せていただきたいと思います。

また、それも含めてですね、次年度での対応についても、今、教育長のほうから、検討するという事で答弁がありましたので、どういう方法があるのか。

え、違う。

違いましたら、そうではないということで、再度、じゃあ、答弁をお願いします。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) 申しわけございません。西学童の答弁が抜けておりましたので、ちょっと申しあげさせていただきたいと思います。

西学童保育室につきましては、基本的に男女兼用でトイレを使用しているという現状でございますが、さらにですね、もう1か所、洋式便器を備えたトイレを設置しております。この2つのトイレが使用できる状態でございますので、特に高学年についてプライバシーの配慮が必要な場合、2つのトイレを有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 私も先日、西学童のトイレについては現場を見せていただきました。確かに個室としては2つ分かれております。別で使おうと思えば使えますので、きちっとそういう対応をしていただければ問題はないかと思うのですが、西学童のトイレにつきましては、部屋の外に設置をされており、また、2つに分かれているうちの1つですね、がかなり回り込んで奥のほうまで行かないと使用できないということから、目が行き届かなくて危険な状況を生むんじゃないかという声も保護者の方から出されているというふうに思うんです。そこで、きちんと支援員さんがですね、目を行き届かせていただいて、子どもたちが安全にトイレを使えるというような状況の中で運営をしていただければよいのでしたら特に問題ないかなというふうに思うんですが、その点も含めてですね、対応については、今後検討していただきたいというふうに申しあげておきたいと思います。

それらも含めまして、東学童の部分ですね、について、現在でも仕切り板を延ばすという対応もしていただいていますけども、さらに、それで十分なのかどうかという点ですね、私も見せていただきますけども、ことも含めて、また必要があれば次年度で予算も計上していただければという答弁であったというふうに思いますので、そのことを、ち

よっと再度、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) 先ほどの答弁でも申しあげましたように、東学童につきましてはですね、早急にできるものはするということで、間仕切りの設置でありますとか、洋式便所の設置をさせていただいたということでございます。

確かに、子どもたちのプライバシーの配慮というのは大切なことだというふうには考えていますけれども、費用面もでございます。お金がかかるということもでございますので、できるだけ安くですね、そういったことでできないのかということ、既存のトイレを2つに分割する、男女別に分割するというような改修方法もあわせて検討しながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、西学童の件の安全の対策ということでございますけれども、本当に子どもたちの安全というのは大事でございます。支援員、指導員がですね、トイレに付き添う、あるいは子どもたちで、複数の子どもたちが行くように指導すると、そういったことで安全面には十分に注意をしながら、また、指導員、支援員等に指導を徹底してまいりたいというふうに思っています。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) それはお金もない中ですから、やはり効率よく改修できるような形ってというのは、町のほうが、いろいろな業者とも相談する中で、そのノウハウについては持つておられるというふうに思いますので、そこのところはもうお任せをしておきますので、よろしく願いしておきます。

そうしましたら、次の4点目の質問に移らせていただきます。

4点目は、病児保育についてです。

この病児保育についても、これまでに一般質問で取り上げてまいりました。この問題ですね、私が初めて一般質問で取り上げさせていただいたのが平成16年6月議会になりますが、当初ですね、町は、病児保育の必要性は認識をされながらも、費用がかかり過ぎるので町単独での設置運営は難しいという答弁にとどまっていた。ですので、私のほうから、一部事務組合による広域行政で設置運営すべきだという提案をし、当時の住民生活部長と議論をしていたのを思い出しますが、この間ですね、病児保育の必要性に対する認識がさらに高まり、この間の厚生常任委員会では、県と西和医療センターと西和7町とが協議会を設置し、施設の設置運営の具体化に向けて協議を進めているという旨の報告があり、私もうれしく思っております。

またですね、保護者の中でも病児保育施設の設置を求める活発的な動きが起こっていることが、新聞報道で紹介されています。保護者ら有志で結成されている病児保育施設設置を求める会が、11月22日に王寺周辺広域市町村圏協議会会長の安堵町長、西本町長に対して、1,377人分の署名とともに西和地域内で病児保育施設の設置を求める要望書を提出されています。

かねてより要望の強かった病児保育ですが、近年、特に核家族化や共働き家庭がふえ、身近に頼れる親類がない、子どもが熱を出しても仕事を休めないなど、仕事と子育てが両立できない状況が深刻化をしています。

斑鳩町では、現在、町外の病児保育施設を町民が利用する際に助成金を出していますが、聞くところによると、他の自治体内にある病児保育施設もいっぱいになってきており、協定を結んでいない斑鳩町からの受け入れは断られているという状況があるというふうにお聞きをしています。

またですね、それでなくても、例えば近隣で言いますと生駒市や大和高田市内にある病児保育施設に子どもを連れていこうと思っても、やはり車で30分から1時間程度の時間がかかり、病気の子どもを連れて移動するのは、子どもにとっても、保護者にとってもかなりの負担となるため、身近な場所での病児保育施設の設置が喫緊の課題となっていると思います。

今回、町長の施政方針の中でも、病児保育の実施について早期実現に向けた積極的な姿勢が示されており、その点については高く評価をさせていただいております。ですので、早期実現という共通の目標に向け、何が必要なのか、また、我々にどんなことができるのかという点も含め、必要に応じた議論をさせていただきたいと思っています。

それでは、病児保育の実施に向けた関係機関との協議の状況と、具体的な施設設置運営に向けた今後の見通しについて、現時点での状況をお尋ねしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(加藤恵三君) この病児保育につきましては、これまで、町村会を通じて、奈良県に対し、広域的な医療機関等による病児保育の実施について要望させていただいてきたところでございますが、奈良県におきましては、西和各町の要望を受けまして、本年4月には、西和7町の意見集約を行っていくに当たり、奈良県の病児保育の担当課であります子育て支援課と西和7町の担当者による打ち合わせ会議を行ったところでございます。この打ち合わせ会議におきまして、西和7町として、西和医療センターでの病児保育の実施について、改めて要望をさせていただいたところでございます。

その後、西和医療センターの所在地でございます三郷町を窓口にも、奈良県子育て支援課、病院マネジメント課、奈良県立病院機構、西和医療センターとの調整を行う中で、10月には、三郷町から、奈良県及び西和医療センターとの調整結果についてご報告を受けたところでございます。

その内容といたしましては、西和医療センターが主体となって行うことについては西和医療センターの経営状況等から困難ではあるものの、病児保育に係る敷地の提供、医師及び看護師の派遣については協力する旨の回答をいただいているところでございます。

この回答を受けまして、西和7町におきましては、具体的な実施方法の検討を行うことといたしまして、今月の20日には西和7町の担当者会議を行い、施設の整備主体、病児保育の運営主体等について一定の方向性を取りまとめをいたしまして、同じく25日に予定をされております王寺周辺広域市町村圏協議会において、7町の町長に協議を行っていただくという予定をしております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 協議の状況ということで、前回、厚生常任委員会で報告していただいていた降ですね、町のほうからも西和医療センターでやってほしいということで声を上げているけども、それが、今、経営的には難しいという状況だということです。

私も質問の中でですね、方法論として、一部事務組合での運営はどうかということで提案をさせていただいてきましたが、一般的にですね、例えば今後実際に運営していこうと思うとどういう選択肢があるのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(加藤恵三君) 病児保育の一般的な実施方法でございます。

施設の整備ですとか病児保育の運営等のいろいろな組み合わせはありますものの、大きく分けまして3通りの実施方法がございます。

まず1つとして、市町村が実施する方法、2つとして、一部事務組合が実施する方法、3つとして、病院や社会福祉法人、学校法人等が実施する方法、その3種類に大きく分けられます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) はい、わかりました。

実際にどういう方法が一番ふさわしいのかというのは、今後協議をされていくかというふうに思います。12月に協議の場が持たれるということですので、またその内容についてですね、担当の厚生常任委員会でご報告いただければというふうに思います。

あとですね、質問の中でも触れたんですけども、斑鳩町が助成金を出している事業ですね、主に高田市だとか生駒市などの施設を町民の方が利用される際に補助金出していますけども、その受け入れが、今、されなくなっているというふうにお聞きをしていますが、その現状がどうなっているのかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(加藤恵三君) まず、今おっしゃっておられます、土庫病院と阪奈中央病院のことをおっしゃっておられると思いますが、その、まず利用実績で申しあげますと、土庫病院のほうで7名の方、それと、阪奈中央病院では1名の方がご利用になっております。

ただ、質問者がおっしゃっています土庫病院の関係につきましては、平成28年11月に、こちらの委託先として委託契約している大和高田市のほうから、契約を行っている以外の市町村についての受け入れはできないという旨のご返事をいただいています。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) そうすると、制度はつくったんですけども、実際にはそれを利用できない状況になっていると、高田市については、ですね。

阪奈病院、生駒市さんのほうはどうなんでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(加藤恵三君) 阪奈中央病院のほうでは、現在も受け入れは可能というふうになっております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) はい、わかりました。

今のところ、近隣で言いますと、時間はかかるんですけども、残念なことに高田市のほうからは受け入れてもらえないという状況ですね。生駒市の阪奈病院のほうも、受け入れはしてくれるという状況だということですが、やはりですね、その病児保育施設自体がまだ数が少ないということもあって、どこの施設ももういっぱいになってきているというふうにお聞きをしています。そんな状況からですね、今後の動向わかりませんが、ともすると生駒市さんのほうからも、もうちょっとこれ以上受け入れできませんというようなことにもなりかねない状況かなというふうに思います。

その点については、町のほうで、西和地域内に病児保育施設をつくっていただくのとあわせて、それができるまではですね、やっぱりどこかに受け入れてもらえないと町民の皆さん困りますので、その努力をお願いしたいというふうに思いますが、何よりも、

やはりですね、早期に、西和医療センターではちょっと難しいということですが、どの、土地は提供していただけるということですので。

ちょっと言い方がまずかったかな。

西和医療センターで持つておられる土地の提供と医師は派遣するというふうに、さっき次長おっしゃったというふうに思いますので、だから、どういう形になるかは今後ですけど。

ごめんなさい、ちょっと違うかったら、訂正してもらえますか。

○議長(伴吉晴君) 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(加藤恵三君) 西和医療センターでできないというのは、あくまでも西和医療センターが実施主体となつてすることはできないという意味でございますので、西和医療センターの中での敷地の提供であつたり、医師、看護師の派遣は可能ということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 私の言い方がちょっとまずかったですね。

経営主体となることはできないということで、私も実際に西和医療センターの事務長さんにですね、話も聞きに行つて、ここの土地、この場所を使つてもらえればということで考えていますというお話も聞いて、現地も確認はさせていただいております。

運営主体がどこになるのかという問題については、今後、市町村のほうでどれぐらいの財政負担になるのかと。聞くところによると、県のほうも、一応補助制度みたいなのは持っているということですが、それ以上の費用負担については県のほうもなかなか渋つているというお話もお聞きしますので、やはり県下にきちんと病児保育を設置していくという考え方でもつて、財政負担もやっぱり県で担つていただくということは必要だということになりかねませんので、だから、そこは努力はさせていただきたいんですけども、県に対しても働きかけもしていただいて、早期にやっぱり保護者の願ひに応えるような形で、西和地域内にですね、病児保育を設置していただくということで進めていただきますよう、願ひをしておきます。

ちょっとくどくなりましたが、以上で、この質問については終わります。

次に、5点目の質問に移らせていただきます。

それでは、きのうもですね、同僚議員から質問がありましたが、道の駅の整備について、お尋ねいたします。

町長の施政方針に、「斑鳩ブランドを広く販売するため、例えば道の駅のような施設を整備してまいりたいと考えています」という表記がありました。以前からですね、斑鳩町にも、仮にですけども、平群町にあるような道の駅があったほうが、観光にとっても、農業や商業の発展にとっても有効ではないかとの声が住民の方から寄せられてきました。議会のほうもですね、県の出前講座を活用しての勉強会や友好都市の飯島町にある道の駅の視察研修を行うなど、調査研究をしてまいりました。

私自身ですね、斑鳩町にも道の駅があればよりにぎわいをつくり出すことができるので、何とか実現できないかなというふうには考えていましたが、施設の整備にはかなりの費用がかかるのでなかなか難しいのかなというふうに思っていたところ、町長の施政方針の中でそうした提案をされているので、どのような構想を持っておられるのかお聞きしたいと思って、質問にあげさせていただきました。

昨日、同僚議員の質問でも一定の答弁がされていますが、改めて、この点について、お尋ねしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) この質問に関しましては、ただいま質問者もおっしゃいましたように、昨日、小林議員のご質問で既に概要を説明させていただいたところございまして、同様の答弁となりますこと、また、昨日も申しましたように、当施設の整備計画につきましては総務常任委員会で詳細に報告させていただく予定としておりますことをご了承いただきたいと思います。

町長の施政方針にあります道の駅のような施設の構想についてでございますが、法隆寺観光自動車駐車場と、その北東に隣接いたしますまちあるき拠点用地として購入いたしました土地を合わせまして、プロポーザルによりまして業者を公募したいと考えております。

誘致する施設の機能といたしましては、先ほど来申しあげておられましたように、道の駅のような、斑鳩町の農産物や食品、グッズなどを販売するマルシェ、また、周辺道路の渋滞を抑制するための駐車場機能、宿泊施設、さらに、その他といたしまして、業者が提案する斑鳩町の観光振興に役立つ機能、このような機能を持つ複合施設を誘致いたしまして、町は業者に土地を賃貸する形をとりたいと考えております。

詳細につきましては、先ほど申しましたように12月13日の総務常任委員会においてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君)きのうも聞かせていただいた内容と同じということですが、私が思っているような道の駅ではないのかなと。

これまでですね、町のほうとして提案されてきた、土地を購入して宿泊施設を誘致するという計画を改めて、複合型に変えていくという計画の変更での提案だということですので、また今後、総務常任委員会で詳細に報告いただくということですから、私も総務常任委員会の委員でありますので、その中でいろいろ議論させていただくのが筋かというふうに思いますので、この件につきましては、そういう形で対応させていただきたいと思います。

それでは、次の、6点目の質問に移らせていただきます。

6点目は、今後の町政運営に対する町長の姿勢について、2点、お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、町職員が能力を発揮できるような職場にしていくための改善点について、どのように認識され、今後、具体的にどのように対応していこうと考えておられるのかということについてです。

町長は、今回の選挙戦に立候補を決意された当初から、前町長のもとで町職員の能力が生かされていないことを問題視し、選挙戦を通じてもそのことを指摘されてきました。若手職員の声が上に届かない、中間管理職は板挟みで気の毒な状況、若い職員のアイデアや計画はトップの意見で全て白紙にされてしまう、若い中途退職者も増加傾向など、町役場内の職員の置かれた実態を赤裸々に告発し、役場組織の改革を後援会発行のピラでうたっておられました。私は、この点は非常に大事なことだというふうに思います。

私自身ですね、前町長に対して、トップダウンでワンマン運営になっていることを厳しく指摘してきましたが、もっと職員が持つ意見や豊かなアイデアが生かされれば斑鳩町はさらに発展できると考えており、中西町長には、住みよい斑鳩のまちづくりとあわせて、役場組織内の空気を変えていただき、職員が生き生きと仕事をできる職場づくりを進めていっていただきたいと考えています。

そうしたことから、町長として、この問題についてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 私は、職員が日々の業務の中でですね、住民の皆様方の声を聞き、その声を実現するためさまざまなアイデアを出し合うという、トップダウンではなくボ

トムアップ的な組織に変えていく必要があるというふうに考えております。

このために、まずは、私自身からですね、職員に積極的に声をかけ、対話をして、思いや意図することをきちんと伝え、コミュニケーションを図っていく中で、職員から積極的に新しい企画や意見が出てくる、そうして議論ができる環境づくり、そして、職員一人ひとりがですね、最大限の力を発揮できる、職員のモチベーションアップ、そして風通しのよい職場づくり、2つのテーマを掲げ、組織の改革に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 今、町長のほうから、町長の思いをはっきりと聞かせていただきました。

先日ですね、県の町村議員研修会に参加した際に、元鳥取県知事を務められた片山善博さんが講演の中で言うておられたのですが、首長も最初のころは、職員が長に対して、間違いの指摘も含め、自由な発想で意見を出してくれたが、長が年数や期数を重ねるごとに、職員のほうですね、長の求める答えを出そうとしてくるという傾向が見られたとのことです。いわゆるそんたくですね。

前町長も32年という長きにわたり長の座につき、職員が顔色をうかがわざるを得ないような空気が蔓延し、役場の組織全体がそうした体質になってしまっているのではないかとこのように思います。

この点についてはですね、職員のほうからなかなか変えていけるものではないというふうに思いますので、ぜひですね、町長が率先して改革していただきたいと思いますようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、最後の質問です。

町長の施政方針を見せていただくと、福祉医療費は引き続き全額助成していくことや、介護予防、障害者福祉施策の充実、また、教育でも、小中学校のエアコンの設置を初めさまざまな施策の充実をうたっておられ、全体としても評価できるものが多いと感じています。

今回、町長がかわられ、新たな方針のもとで今後のまちづくり、町政運営が進められていくかとは思いますが、これまで築いてきた、斑鳩町の子育て支援策を中心とした、他の自治体と比較しても先進的に取り組んできた施策は、今後も後退させることなく、維持、発展させていっていただきたいと思います。

前町長に対してはいろいろと評価もあるかと思いますが、福祉は後退させないという

ことを宣言して町政運営に取り組んで来られた点については、私は評価をさせていただいてきました。

そこでですね、中西町長におかれましても、今後の町政運営に対して、特に福祉と教育は後退させないという姿勢を明確に示していただきたいというふうに思っています。

この点について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 福祉、教育分野における私の町政運営に対する姿勢でございますけれども、本会議初日の施政方針でもですね、私の所信の一端を述べさせていただきました。

この中で、やはり福祉、教育分野の後退は行わない姿勢を持ってですね、国、県等の動向を注視しながら町政の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員

○12番(木澤正男君) 今、町長の決意をしっかりと確認させていただきました。今後ですね、その決意を堅持していただいて町政運営に当たっていただきますことを強くお願いいたします。

今回、質問項目、結構計上しましたのでどうなることかと思いましたが、前向きな答弁をいただきまして、スムーズに質問させていただくことができました。この質問の中で確認させていただいた項目については、また必要に応じて、3月の予算編成の時期にですね、確認をさせていただいて、また改めて議論をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長(伴吉晴君) 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(伴吉晴君) 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて進めさせていただきます。ざっくりとした書き方で申しわけございません。

まずは、コミュニティバスの運行についての質問から始めさせていただきます。

1 番目は、利便性の向上について、現在、どのように取り組まれているのか、お聞かせください。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) コミュニティバスの実証運行を、今、行っております。利便性の向上についてということのご質問でございます。

本町では、平成12年から公共施設を中心に町内を循環するコミュニティバスの運行を実施してきたところでございますが、さらなる利便性の向上を求める声に応えるため、平成25年に地域公共交通会議を立ち上げ、本町に適した公共交通のあり方について検討を行う中で、高齢者への対応、住民ニーズへの対応、行政負担の抑制と事業の継続性の確保という観点から、コミュニティバスの台数を2台にふやし、1日4便から1日8便へと増便を図ることとし、昨年10月から実証運行を開始したものでございます。

実証運行の開始に当たりましては、イオンいかるが店や西里、また、斑鳩文化財センターなど新たに7か所の停留所を設置し、日常生活における買い物や観光客の利便性の向上を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。

住民の声を聞いていろいろと工夫をされているというところでは評価できると思いますが、現在の、実証運行している中で、住民の方からいろいろと聞こえてくる、そういったものの中に、こういったご相談がございました。バスが坂道の上または下にしかないため利用がしづらい、乗るときは下で乗っても帰りはのぼって帰らなければならないとか、そういうようなことで、これは丘陵地形の錦ヶ丘、それから、施設ですけれども第二慈母園の方から利用がしにくいというようなご意見をいただきました。

また、行きに利用しても帰りの時間がバスの時刻に合わないということです。これは公民館やいかるがホールまたは生き生きプラザの催し物や活動などに参加した後に、また、参加をするときですね、朝の便、行きの便ですね、こういうものが利用しづらいというような意見が寄せられています。この点については、いかがお考えでしょうか。

また、王寺駅への乗り入れというようなことが言われていますけれども、これについてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) まず、ダイヤ設定における考え方としてお答えさせていただ

きたいと思います。

このダイヤ設定におきましては、無料運行時のコミュニティバスの利用者の影響も踏まえまして、無料運行時の運行ルートの基本とする中で、増便した1台につきましては、1台が町の東部を運行している場合には町の西部を運行するといいましたように、役場を起点として逆の方面を運行するというふうにいたしましたものでございます。

また、始発終発の時間につきましては、既存の路線バスやタクシーとの競合を避ける観点、また、行政としての運行管理を踏まえまして、おおむね8時30分ごろから17時30分ごろといたしたものでございます。

バスの台数が2台となった効果につきまして、いかるがホールを例に挙げますと、1台での運行時では、15時54分がいかるがホール停留所での最終便となり、斑鳩町役場前が終着となっておりますことから、町の西部方面にはコミュニティバスを使っては帰ることができないという状況でございました。しかし、実証運行を開始し、2台としたことによりまして、16時以降も町の西部方面に帰ることができるようになりまして、利用の幅が広がったものと考えております。

いずれにいたしましても、お一人お一人のご都合にかなうダイヤ設定を行うということは現実的にはできませんけれども、実証運行を行ってまいります中で、さまざまなご意見をお聞きし、ダイヤの変更の必要性について判断を行ってまいりたいと考えております。

また、王寺駅につきましてのご質問もただいま頂戴したものでございますが、町長の施政方針にも書かれております王寺駅の乗り入れについてでございます。

こちらのほうは、特に町の西部地域にお住まいの方におきまして、施政方針にも書かれておりますとおり、買い物や通院、また通勤などでの移動ニーズがあるものと想定されているところでございます。

一方で、斑鳩町から王寺駅には、現状、国道25号を経路とした奈良交通の路線バスが運行しておりまして、この奈良交通の路線バスにおける斑鳩町役場前から王寺駅までの片道料金は260円となっておりますところでございます。本来、公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものでありますことから、その導入に当たりましては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分に留意する必要がございます。

こうしたことから、現状、町のコミュニティバスの料金は1乗車100円となっております

るところでございますが、料金設定をどのようにしていくのかなどを含めまして、既存バス路線との競合に係る調整が必要となってまいりますことから、この点につきましては、国、県のほか、バス事業者やタクシー事業者などの関係機関から構成されます地域公共交通会議での協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、王寺駅への乗り入れによりましては、運行に係る所要時間が増すことから、運行経路をどのように設定していくのかという点につきましても検討が必要となってまいります。

こうしたことから、アンケートの実施等を通じまして、実際にどのような移動ニーズが多いのかという点につきましても、十分に把握や分析を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ご回答ありがとうございます。

ダイヤ編成でありますとかそういったことで、個々の方々に、それぞれに、ばらばらの要望には応えにくいということですが、2台になって便利になったということは確かに住民の方からも聞いております。ですが、なかなか利用者がふえないというところも現実だと思います。

王寺駅への乗り入れについては、まだまだ課題がたくさんあるということなので、すぐにそれが、どういう形であっても実現は難しいときだとは思いますが、実際に町民の方が王寺駅へ行くのに、今は、コミュニティバスを利用しても途中で、笠町ですか、乗りかえをして行くという、そういう手間が、やはり乗りおりが大変な方などは苦勞なさっていらっしゃるということがございます。十分に住民の声を聞いて、サービスが低下しないというか、使いやすいようにという方向で進めていただきたいと思います。

先ほど言いました坂道等で利用しづらいというか、そういった方については、例に挙げました第二慈母園はもちろん高齢の方が対象の施設でございますし、錦ヶ丘についても、やはり住民の方がお年をだんだんとってくるという、そういう世代の方がたくさん住んでいらっしゃる場所です。そこで、坂道をおりるのも大変ですし、のぼるのも大変という中で、この近くを通っているコミュニティバス、ぜひとも利用しやすいようにしてほしいというのは、切実な願いであると思います。

また、この声が上がってきていないところでも、バス停が遠かったりとか、いろいろ

な場面でもっと利用したいんだけどもなかなかというようにございます。そういったことも、今後、しっかりとアンケートもとりながら、声も集めながら、いい方向にしていっていただきたいと思えます。

次に、利用促進についてお聞きしたいんですけども、回数券の発売であったり、また、乗り継ぎ券や1日券を導入をされて、まだ日は浅いんですけども、その実績はどのぐらいでしょうか。

それから、バスが2台となった、しかし、有料になったというプラスとマイナス両面の変更がございました。これによって、利用者にとってどのように影響していると捉まえていらっしゃるか、お知らせください。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) まず、利用促進ということで、本年の10月1日から、今、議員おっしゃいましたように、新たに3つの制度を始めております。まず、その3つの制度について申しあげますと、1つとしては、1日乗り放題となります1日フリー乗車券、また、難病患者の方への運賃の無料適用制度、さらに、斑鳩町役場の停留所において乗り継ぎを行う場合に新たに料金が発生することがないように乗り継ぎ券の発行、以上3つの施策を本年10月1日から実施したところでございます。

さらに、本町のコミュニティバスを利用いたしましてどのような移動が可能になるのかということより多くの町民の方に知っていただくために、買い物や公共施設の利用など、それぞれの場面に応じたバスの利用例のチラシを自治会回覧により配布させていただいたところでございまして、継続して利用促進施策を実施することによりまして、利用者の増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。

この10月1日から新たに始めました制度の利用状況についてでございます。1日フリー乗車券につきましては、10月、11月の2か月間で10枚の購入をいただいているというところでございます。さらに、難病患者の無料適用の証明書につきましても、発行を既に2枚行っているということ、あと、乗り継ぎ券につきましても、こちらのほうはちょっと統計をとっていないため、枚数、正確な数は不明なんですけど、乗り継ぎ券数枚のご利用をいただいているということをおバスの運行者のほうから報告をもらっているところでございます。

それと、影響についてということでご質問があったかと思うんですが、以前、無料運行をしておりました際には、1日当たり110名の利用がございまして、実証運行に変わりましたからは、今のところ、1日当たりが80名の利用ということになっていると

いうことをございます。

ただ、先ほど来申しておりますように、利用促進の取り組みをさらに取り組んでいく中で、さらなる利用者の増加と、さらに利便性の向上というものを図ってまいりたいというふうに考えているところをございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。

乗り継ぎ券も数枚発行しているし、1日券は10枚、それから難病の方の証明書は2枚ということですが、こういったことを住民のほうがうまく使い分けることによってね、利用がもっともっと促進できたらいいなとは思いますが、今、回答にありましたように、1台で無料で回ったときには110名、それが2台になったら80名というようなことですが、これはやはり、この新しいやり方っていうのが、それだけ住民の方が、使いにくいとか、使い控えているとか、そういったことが顕著に出ていることだと思います。ということは、この新しい今のコミュニティバスの、時刻であったり、ダイヤであったりですね、または停留所であったりとか、そういったこと、それは有料であるということにも及んで、いかに効率よく利用していただけるかということも十分に検討して、研究して行っていただきたいと思います。

次に、3番のところ、利用料の免除について、お尋ねをいたします。

先ほど報告にもありましたけれども、難病の方も障害の方と同じように無料の扱いにするということですが、私が今回申し上げたいのは、生活保護の受給者の方を加えていただきたいと考えておりますが、これは、生活保護の受給者には、高齢の方も多くおられます。徒歩以外に移動手段がなく、自動車に乗ったりとかそういうのではなく、また、自転車も危ない、こういったことで徒歩以外に移動手段がなく、買い物であったりとか、また、遠方の医療機関を受診のとき、こういったときに交通費は必ず必要となつてまいります。また、憩の家であったりとかいきいきの里、こういったところを利用するにも1乗車100円が必ずかかってくるという、こういう状況でございます。

健康で文化的な生活を保障する一助として利用料の免除を求めますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) 利用料の免除についてでございます。

先ほど質問者もおっしゃいましたように、運賃の無料適用につきましては、障害者手

帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所持されている方に加えまして、本年10月1日から、新たに指定難病の方につきましても運賃の無料適用を行うよう対象を拡大したところでございます。

ただいまご提案をいただきました生活保護を受けられている方に対する運賃の無料適用についてでございますが、他の公共交通機関におきましても、一般的に運賃の割引制度の適用は身体や精神の障害をお持ちの方に対してなされている状況でございます。

持続可能な公共交通としてのコミュニティバスの存続のためには運賃収入の確保も必要となりますことから、生活保護を受けられている方への運賃無料適用につきましてもは難しいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 私の提案については難しいというお返事でしたが、現行のバスの乗車の実態は、どの走っているバスについても、座席が満員で走行していることはないというふうに聞いております。

この生活保護の方ですけど、生活保護を受給されている方も、年齢も性別ももちろんですし、いろいろな状況というのは千差万別、いろいろあるのは承知しているところで。ですが、例えば高齢者に限定をすとか、または介護認定を受けている方に限定すとか、そういうような条件を付してでも、一般の、JRとか奈良交通のバスとかそういうものは免税とか割引がないのだからということですけども、町営だからこそ、その支援を行うべきだと私は思います。住民の声なき声として受けとめていただき、ぜひとも実現の方向で検討していただきたく要望をいたしまして、この項については終わらせていただきます。

次に、4番目の災害時等の特別運行について、質問をさせていただきます。

たび重なる台風や豪雨によって、町内でも被害がございました。幸いにも人命にかかわることはなく済みましたが、皆さん怖い経験をされたことと思います。

避難の警告はいつ発令されるともわかりません。迅速な対応が肝心でございます。災害の種類によって、避難場所が遠いとか、また、相当の距離がある、こういった場合が起こります。これは、水害であるとか、地震であるとか、そのときの災害の種類によって、それまでいかるがホールだったのに、そこは水害では危ないから中央公民館まで避難してほしいと、こういったような例ですけども、そういったことが起こっています。

自家用車などを利用して行ける方は、ご近所の方とか乗り合わせて避難できますが、そういうことのできない方は、例えば暗い中であるとか、また、大雨の中であるとか、

距離が遠い、こういったようなことで避難することに戸惑い、結局、動けなくなるというか、お家にとどまられる、こういう方もあり得ることと思います。

町民の安全を第一に考えるとき、コミュニティバスを避難等に活用するという、そういった考えはお持ちでしょうか、お伺いたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) 大規模災害時にコミュニティバスを活用できないかというご提案でございますが、そもそも災害が起こっているさなかにコミュニティバスを活用するということは、現状から考えまして、また、コミュニティバスは町が所有している公用車ではありませんし、現在締結しております実証運行に係る奈良交通との契約におきましても、そういった突発的な災害のさなかにそういった目的で使うということは、当然のことながら含まれていないということがございます。

ただ、災害が起こった後ですね、コミュニティバスが運行できなくなった場合、例えば東日本大震災でありますとか、そういった大規模災害時で一定期間コミュニティバスが運行できなくなるというようなことが今後起こりました場合のことにつきまして、ご提案いただいた内容につきまして、実施の可否につきまして明言できる状況ではございませんけれども、仮に先ほど申しましたような大規模災害時、コミュニティバスが運行できない状況となりましたならば、被災者支援のためにコミュニティバスを活用して何らかの対応ができないか、奈良交通と相談を行ってまいりたいと考えております。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) 大災害のときには対応できるように協議をしていく余地があるというふうに聞きましたが、コミュニティバスの先ほどの、ダイヤっていうんですか、運行状況とか、そういったものを工夫をするというか、そのときに変更をして、時間であったりとか、また、停留所、ルート、そういったものが変更ができることによって安全に避難ができるということだったら、そういったことを含んだ契約というふうに持っていったらなと思います。

それで、住民の方々の災害のときの不安というものはやっぱり大きくて、本当に困り果ててしまう、こういった状況にならないためにも、そういう、今、提案いたしましたようなこともできるんだということが1つの安心の要因になるかと思います。ぜひとも、奈良交通さん自身もしっかりとこういった災害時、または安全のための活動というか、ことを拒否をするのではなく、そこにしっかり取り組んでいきたいという姿勢でいらっしゃると私は思います。町と奈良交通、一緒になってこのコミュニティバスの有効な活

用ということに新しい道も考えていただきたいということを要望いたしまして、このコミュニティバスの運行についての質問は終わらせていただきます。

続いて、2番目の質問をさせていただきます。

2番目は、防災力向上の取り組みについてということで、聞かせていただきます。

災害については、今も述べたのと重なりますけれども、災害は、自然災害だけでなく、例えば火事であったり、道路の陥没であったり、事故等、多岐にわたっております。消防団の方や自主防災会の方の日ごろからの活動に心より感謝を申しあげます。また、町職員の方のご苦勞にも頭が下がる思いでございます。

さて、防災士については以前にも質問をさせていただきましたが、町内にお住まいの防災士の方との連携について教えていただきたく、質問をいたします。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 防災士と地域の防災活動の連携についてでございます。

防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識で技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人に対する資格のことでございます。

近年、毎年のように各地で災害が発生する中、防災士資格取得に対する関心の高まりもあり、平成29年11月末現在、全国で13万8,475の方が防災士資格を取得されており、奈良県におきましても2,415人の人が資格を習得されているところでございます。

本町におきましても、防災面において豊富な知識を有する防災士の連携は重要であると考えており、平成26年度から実施している法隆寺での避難誘導訓練や本年度実施した大和川の氾濫に備えた避難誘導訓練におきましては、奈良県防災士会と業務委託契約を結び、企画段階から訓練内容について助言をいただくとともに、当日の訓練指導を行っていただいているところでございます。

さらに、地域で企画される自治会や自主防災組織等の訓練におきましても、奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣制度を活用し、防災士の派遣を受け、実施されているところでございます。

また、こうした訓練の実施に際しましては、奈良県防災士会から本町内に登録されている防災士へ参加の協力の呼びかけをされ、訓練に実際に参加をいただいております。町と地元の防災士との結びつきも生まれているところでございます。

こうしたことから、今後も引き続き防災士との連携を図りながら地域防災力の向上に

努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

県の防災士会から登録されている防災士さんに町内での防災の取り組みについての連絡が行って、参加もしてくださる、または講師として来てくださる、こういったことで県や町の防災士、それから地域の防災活動に連携しているということで了解をいたしました。

次に、この防災士さんの育成について、ご意見を伺いたいと思います。

これについては以前にも質問させていただきましたが、これだけ防災に対する意識というか、住民の中で防災士の活動またはその働きに対して、また、災害自身に対しての関心が高まっているという中で、町内で身近に防災士さんがいたらという、こういったことから、自治会ごとに養成を考えているというところもあると聞いております。

この防災士の育成について、町での考え方をお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 防災士の育成についてでございます。

大規模災害への対応につきましては、自分の身は自分で守る自助、地域は地域の人たちの助け合いで守る共助の、そうした仕組みづくりを進めていくことが最も重要でございます。この仕組みづくりを進めるためには、災害発生を想定し、計画を立て、訓練に積極的に参加いただくことなどにより周囲の人たちに働きかけを行っていただくことのできる地域のリーダーの育成が必要であり、防災面において豊富な知識を有する防災士を育成することは非常に重要であると認識しているところでございます。

奈良県におかれましては、地域における防災指導のリーダーを育成するために奈良県自主防犯・防災リーダー研修、いわゆる防災士養成講座でございますが、これを開催されており、その育成に努められているところでございます。

そうしたことから、本町におきましても、育成支援の方策について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

支援についても考えていくというご回答をいただきました。

先ほど回答の中で、防災士の養成講座、これは結構費用もかかります。こういったことから、個人では高額になるものです。しかし、他のところで受ければもっともっと高いというの承知しているところです。この県で取り組んでいる講座について、町からもその参加者についてぜひとも支援、実現できるように努力していただきたいと思えます。

専門的な知識をお持ちの方が身近にいてくださることが住民にとってどんなに心強いことであるかは、災害時のみならず、日ごろからその地域を防災の視点、こういった視点で見てくださることにも感じられることでもあります。町内空白の地域がないように、町全体に防災士さん、いていただけるように、町としても育成を積極的に行うよう、強く要望をいたします。

次に、町内では、水害が心配な地域ですとか、また、崖崩れが心配な地域、また、山林の火災等、地域によっていろいろな災害、状況が異なります。防災の活動をされておいでの方々にもそれぞれ、いわゆる得意分野があるのではないのでしょうか。その貴重な知識や体験、こういったものを町民の財産として共有できればどんなに素晴らしいことではないかと思っております。

こういった点での交流というか、連携について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今、質問者もおっしゃいましたように、災害につきましてはさまざまな事象が考えられているところでございます。

そうしましたことから、町におきましても、あらゆる角度からそれらを想定した中で、それに応じた対応をとってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜るよう、よろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 少し続いてそのことについてお聞きしますが、私がお尋ねしたのは、いろいろな場面での知識というんですか、そういったものを、交流することによって、防災士さんだけでなく一般住民も、心構えというか、そういったものが培われるのではないかというふうに思いますので、この町内全域というか、町民全部に対して、こういった意識というか、そういったものを広めるために、それぞれの分野で活動されている方々と交流をするというか、連携をする、またはそこから学ぶための機会をつくる、こういったことをしていくつもりがあるのかどうか、こういったことについて、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） いわゆる町民さんとそういった方の交流ということなんでしょうけれども、まずは町におきましては、町のほうでも出前講座も実施しておりますし、広報等でもその関連記事も掲載させていただいているところがございますので、まずはそういった形で住民さんに対しましていろいろなことをお知らせさせていただき、地域でのそういった関心の高まりを深めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。ぜひ深めていっていただきますようにご努力いただきたいと思います。

続きまして、3番の質問に移らせていただきます。

3番目の質問は、介護保険についてでございます。

高齢化の波は、斑鳩町のみならず全国的な問題でございます。しかし、問題が長生きをされる方に原因があるのでないことは明確でございます。

介護保険法により、国民は40歳から保険料を納め、みずからの高齢化に備えております。40歳からというのは、子育て、子どもの進学、家のローンと家計の支出負担も増大する時期でもあります。しかし一方で、社会状況は正規雇用者が減少し、非正規の雇用が増大しております。賃金の実質目減り、物価の上昇に加え、消費税の負担も増しています。そのような生活の中で、介護保険料の納入もしっかりと果たしております。毎日の暮らしのみならず将来への不安が強く、深くなっているのが現状ではないでしょうか。

その現状の中で、介護保険は、将来の不安の1つである介護が必要になったときに、安心して利用できるということが保障されているという保険です。しかし、国と国民がこの保険の契約時に交わした契約内容は、その後たびたび改正され、保険料の納付は続けていても、いざ利用するときには、強化された制限が設けられているために十分に利用できないのが現実です。その上、この制度の改正は、ますます利用制限を増加させる方向が示されております。保険料は納めても、いざ利用するときには制限ばかりで十分利用できないといった詐欺まがいのこの制度への怒りは、現利用者ばかりでなく納税者全般に広がっています。

まず初めに、斑鳩町の状況をお聞かせいただきたい。介護認定を受けておられる方の推移について、まずお聞かせいただきたいと思います。

65歳以上の人口に占める割合、前年度で結構ですが、教えてください。わかるようであれば、認定者のうち実際にサービスを利用されている人数について、教えていただきたいです。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 初めに、介護認定に係ります過去の介護認定者数の推移について、お答えを申し上げます。

斑鳩町におけます認定者数の推移といたしましては、過去8年間の数字でございますが、各年度3月末の認定者数といたしましては、平成22年1,144名、平成23年では1,174名、平成24年では1,245名、平成25年では1,271名、平成26年では1,337人、平成27年では1,373人、平成28年では1,394人、平成29年では1,476名となっております。

高齢者の人口の増加に伴いまして、認定者数につきましては、年々増加しているというふうな状況となっております。

次のご質問なんですけども、介護認定者数、平成29年3月末現在の認定者数は1,476人ということをお答え申し上げているんですけども、その中で、1,476人中ですね、介護サービスを受けている方につきましては、そのうち1,134名、受けていない方についても324名ということで、76.8%の方が介護サービスを受けているという状況となっております。

続きまして、段階別ということだった、段階別の。その平成29年3月末のですね、1,134名のうちですね、要支援1、2及び要介護1から5までのその各区分ごとの介護認定者数及び介護サービスを受けている受給者数なんですけども、要支援1の認定者数が235人に対して、介護サービスを受給されている方が100名で、42.6%の状況です。要支援2では、認定者数が237人に対し、介護サービス受給者は147人で62.0%、要介護1で、認定者数239人に対し、介護サービスを受給されている方が185人で77.4%、要介護2で、認定者数295人に対し、介護サービス受給者数268人で90.8%、要介護3で、認定者数189人に対し、介護サービス受給者数179人で94.7%、要介護4で、認定者数176人に対し、介護サービス受給者数161名で91.5%、要介護5で、認定者数105人に対し、介護サービス受給者数94人で89.5%という状況となっております。比較的軽度な認定者についてはサービスの受給率が低いという形で、高度になるほど受給率が高くなっているというふうな状況でございます。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) 詳しく数字をあげていただいて、ありがとうございます。

介護度が高くなるほど介護のサービスの利用がふえるということは、その分、本人負担も大きいということでございます。今、年齢別の介護度は聞いていませんけれども、高齢になるほど介護度も高くなる傾向が見られております。また、この高齢になるに従って、医療の面でも同様でございます。罹患率や事故率も上がってまいります。それに伴って高齢の方の医療費も増大しているというのが現実でございます。

要支援1と要支援2の方の総合事業への移行に加えて、要介護1の方だけでなく要介護2の方をもいわゆる軽度とみなす方針、国の方針は、必要な人に必要な介護をとということに対しては、まさに逆行するものでございます。

介護予防の取り組みや介護度ができるだけ進まないようにする取り組みについては、町としても重点的に行われていることと思います。しかし、介護保険法でサービスの制限が行われ、今まで利用できていたサービスが受けられなくなり、現状の維持が難しくなっていく、できなくなっていく、それが結果として介護度が進んでしまう要因となった例は、全国で数多く報告されています。介護の現場からは、無念の思いとやりがいに水を差された感がほうふつしていると言っても過言ではございません。行政でも、現場の職員から同じような声が上がっています。一人ひとりに寄り添う介護行政を進める当町では、単に増してこの思い、強いのではないかと推測している次第でございます。

次に、介護報酬について、お伺いをいたします。

介護報酬の推移についてと説明をしていただきたく、お願いします。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 介護報酬についてのご質問でございますが、介護報酬とは、介護保険が適用される介護サービスを提供した事業所、施設にサービスの対価として介護保険から支払われる費用の公定価格でございます。費用負担は、原則として1割または2割を利用者が負担し、8割もしくは9割は保険者である市町村に請求され、40歳以上が支払う保険料と国と地方の税金による公費で賄う介護保険から支払われます。

介護報酬が減額されますと、介護事業者の収入は減りますが、利用者負担や介護保険料は減額となり、増額されると、介護事業者の収入はふえますが、利用者負担や介護保険料は増額となります。

介護報酬の額は、原則的には3年に1度改定され、平成30年4月での改定が予定がされているところでございます。介護報酬は、介護保険上、厚生労働大臣が社会保障審

議会の意見を聞いて定めるということとされております。介護保険報酬のですね、改定に向けまして、現在、社会保障審議会のほうで検討がされているというふうな状況でございます。その社会保障審議会のほうでは、今後のスケジュールといたしましては、12月の中旬から上旬に介護保険報酬改定の基本的な考え方の取りまとめが行われまして、1月中旬以降に諮問、答申が行われ、4月に介護報酬が改定されるというふうな予定となっております。聞いております。

以上です。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 同じサービスを行っていても、この介護報酬が引き下げられたことにより、また、サービス時間の短縮等で事業所の経営が悪化をし、事業が続けられなくなるところが続出しています。

この介護報酬の今後ですけれども、昨日のニュースでも一部報道されましたけれども、これから先の来年度、改定の状況はどんな様子かわかりますでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 来年度、平成30年度の介護報酬の改定状況についてのご質問でございますが、現時点でございますが、来年1月中旬以降に社会保障審議会に諮問、そして答申される予定となっておりますところでございます。現在のところ、まだ確定しておりませんが、一部の報道によりますと、人手不足による人材確保などの観点から、小幅ながら増額されると予想されるというふうに伺っております。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 昨日、私もニュース、ちょっと聞きかじった状況なんですけれども、この介護報酬が少し増額をされるという。しかし、一方では、デイサービスの一部には減額をされるという、こういったことが、報道がございました。

介護従事者の不足、これは介護事業の根幹を揺るがす大問題でございます。仕事に見合った賃金や雇用の保証等の改善が急務でございます。介護報酬の引き上げがその一助になることは事実でございますが、ご回答にもあったように利用者の一部負担金がふえるのも現実でございます。

介護保険料の推移と、現在策定中の第7期の方針について、次にはお伺いしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 斑鳩町におけます第1号被保険者の介護保険料の推移につ

きまして、まず初めにお答え申し上げます。

第1期保険料でございますが、期間は平成12年から14年までの間は3,084円、第2期保険料、期間は平成15年から平成17年までは3,084円、第3期保険料、平成18年から平成22年までは3,900円、第4期保険料、平成21年から平成23年までは3,947円、第5期保険料、平成24年から平成26年までの間、4,892円、第6期保険料、平成27年から平成30年までは5,359円となっております。

第7期につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できるようにということを方針といたしまして、現在、介護保険料につきましても算定の見直し作業を行っているところであり、介護保険運営協議会にて審議を行っていただいているところでございます。

来年には、パブリックコメントを行いまして、議会、厚生常任委員会にもご報告を申しあげた後、事業実績や報酬改定等を踏まえながら最終の集計を行いまして、3月議会で介護保険条例の改正案の上程を行いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ご回答いただきました介護保険運営協議会の審議の流れ、予定についてはよくわかりました。丁寧に説明をしていただいて、ありがとうございます。

この流れというのは、今の第6期の保険料の値上げ、この際にも同じ工程で審議されたのだと思います。町から審議会へ示す給付見込み量、これがこの6期では実際の利用よりも大きかったため、結果的には保険料の設定が高過ぎたこととなりました。そして、住民負担が多いまま推移してまいりました。

第7期の保険料審議に町から黒字分を住民に還元する姿勢を示すべきだと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(黒崎益範君) 第6期計画におきましては、基金として、今現在、2億5,000万程度の基金を積み立てております。おっしゃるとおり、第6期で見込んでおりました給付量よりか実際に支払った必要なサービスのほうが少なかったということでございます。

しかしながら、第7期の計画におきましても、国が示す人口動態等を見ていますと、

先ほどからもご説明をさしあげているとおり、特に団塊世代が後期高齢者に入る75歳になるころにはふえてくるということから、給付量については当然上がってくるものやというふうに考えているところでございます。

ただし、今現在持っております基金につきましては、当然のことながら、保険料を抑制するための財源としてですね、保険料を抑制するために充てていきたいというふうに考えています。それにつきましては、介護保険運営協議会のほうで十分に審議やっていただいて、決定のほういただきたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) ありがとうございます。

多くの高齢者は、年金生活の方が多いです。収入が少ない方へは保険料の減免は行われていますけれども、公共料金であったり、消費税、医療費等の負担は大きく、生活を圧迫しております。

次期保険料は増額することなく、減額の方を住民の代表として要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長(伴吉晴君) 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

あすは、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係各位には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時34分 散会)